

平成24年 第1回定例会

総務地域連携常任委員会 提出資料

◎所管事項

1 「平成24年版成果レポート(案)」(総務部関係)について	1
2 三重県行財政改革取組について	9
3 地域機関の見直しについて	13
4 森林づくりに関する税の検討状況について	17
5 多様な財源確保策について	19
6 税外の未収金対策について	23
7 平成23年度県税収入状況について	27
8 自動車税の納期内納付について	29
9 審議会等の審議状況について	31

(1) 三重県公益認定等審議会

(2) 三重県公務災害補償等認定委員会

[別冊資料]

○別冊1 平成24年度「三重県行財政改革取組」具体的取組 年次計画

○別冊2 森林づくりに関する税検討委員会報告書(骨子案)

平成24年6月20日

総 務 部

◎所管事項

1 「平成24年版成果レポート（案）」（総務部関係）について

行政運営2

行財政改革の推進による県行政の自立運営

【主担当部局：総務部】

平成27年度末での到達目標

県政運営の仕組みについては、時代の変化にさらに対応し、県民の皆さんに成果をより届けることができるよう見直すことで、効果的・効率的な県政運営が行われています。また、人材育成については、「人づくりの改革」に取り組むことで、現場を重視し、県民の皆さんと共に「協創」の取組を進める、高い意欲と能力を持つとともに、危機の兆候を的確に察知し効果的な対応をとることができる職員が育っています。

平成23年度の取組概要

- ・ 「みえ県民カビジョン」の着実な推進につなげるため、今後の行財政改革の基本的な考え方や具体的な取組項目をまとめた「三重県行財政改革取組」を作成
- ・ 「みえ県民カビジョン」の策定等をふまえて本庁組織を再編するとともに、所要の定数調整を実施
- ・ 県の出資法人の団体経営評価を実施し公表
- ・ 包括外部監査を「県から損失補償等を受けている団体に関する事務の執行について」という監査テーマで実施
- ・ 危機管理に関する研修を体系的に実施するとともに、他所で発生した危機事案を全庁的に情報共有し未然防止に活かすことを目的とした「危機管理リアルタイムメール」の運用を開始
- ・ 「県職員育成支援のための評価制度（一般職員の勤務評価制度）」の試行を継続して実施するとともに、キャリアステージ研修や職場での人材育成を支援する研修を実施
- ・ 健康相談、各種研修会の開催等により、職員の安全衛生対策を実施するとともに、特にメンタルヘルスサポートシステムにより、メンタル疾患による病気休暇者等に適切なサポートを実施

平成23年度の取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・ 「三重県行財政改革取組」の作成により行財政改革を全庁的に推進する体制が整いました。今後は、ロードマップ（工程表）に基づき、適切な進行管理を行う必要があります。
- ・ 本庁の組織再編と定数調整により、「みえ県民カビジョン」を着実に推進できる、分かりやすく、簡素で効率的・効果的な組織体制を構築するとともに、定数の重点配置等により869名の条例定数を削減しました。今後は、地域機関や組織運営のあり方について検討を行い、所要の見直しを実施する必要があります。
- ・ 外郭団体等については、団体のあり方や県の関与についてあらためて見直しを行う必要があります。
- ・ 包括外部監査については、受けた指摘について行政運営に適切に反映していく必要があります。
- ・ 職員の危機管理意識は高まってきている一方で、職員の一割が「危機発生時取るべき行動を知らない」と回答しているなど、実際の行動に結びついていない面があります。
- ・ 「県職員育成支援のための評価制度」による面談等により、職員の意欲を高めることができました。今後は、「みえ県民カビジョン」の策定を受けた「人づくりの改革」に取り組み、高い意欲と能力を持った人材の育成が必要です。

- 定期健康診断の早期実施や保健指導などにより、職員のセルフケアの意識を高めることができました。また、セミナーの開催などにより、メンタルヘルスの正しい知識と対応への理解が進みました。今後も、職員の健康保持・増進を図るため、職場での安全衛生管理やメンタルヘルス対策に引き続き取り組む必要があります。



平成 24 年度の改善のポイントと取組方向

- 行財政改革に対する県民の皆さんの期待の高さを十分に認識し、「三重県行財政改革取組」の 52 の具体的取組について、ロードマップ（工程表）に基づき、全庁を挙げて取り組みます。
- 政策や事業の評価を改善に結びつけるための効果的で効率的な新たな仕組みを構築します。
- 地域機関や組織運営のあり方について検証・検討を進め、必要な見直しを実施します。
- 外郭団体等について、社会経済情勢の変化に伴い、あらためて、団体の目的や事業内容についての精査を行い、必要な改革を実施するとともに、財政的支援や人的支援など団体への県の関与のあり方について検討します。
- 包括外部監査での監査結果を行政運営に適切に反映していくために、関係各部と連携をとりながら改善率 100%達成を目指していきます。
- 県政を取り巻くさまざまなリスクに対応するため、未然防止策の実効性を高めるとともに、危機に的確に対応できる人材の育成に取り組みます。
- 「みえ県民力ビジョン」の考え方などを踏まえ、求められる人材像や能力を明確にし、人材育成の手法や進め方を示す「三重県職員人づくり基本方針（仮称）」を策定します。
- 管理職員にかかる勤務評価制度を検証するとともに、「県職員育成支援のための評価制度」の定着・施行を図り、能力や実績に基づく任用と処遇に取り組みます。また、県民の皆さんに成果をより届けるために必要な能力、スキルなどの開発が効果的にできるように、新たな研修体系の構築と研修の充実を図ります。
- 職員の健康診断の事後指導の充実を図ります。また、メンタルヘルス対策として、研修やセミナー等を実施するとともに、メンタルヘルスサポートシステムにより、職員の円滑で確実な職場復帰と再発防止を支援していきます。

県民指標				目標項目の説明
目標項目	23 年度 現状値	24 年度 目標値 実績値	27 年度 目標値 実績値	
行財政改革取組の達成割合	—	42%	100%	「三重県行財政改革取組」における全ての具体的取組のうち達成した取組の割合
	—	—	—	
目標項目を選んだ理由				平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方
「三重県行財政改革取組」では、具体的取組ごとに工程を設定しており、全ての具体的取組のうち達成した取組の割合を目標とすることが、全体としての進行管理を行う上で適当であると判断し、選定しました。				ロードマップ（工程表）に基づき、平成 27 年度に全ての具体的取組が達成できるよう目標値を設定しました。

- ・ 行財政改革の司令塔として、「三重県行財政改革取組」に全力で取り組みます。
- ・ 職員力のさらなる向上に向け、「三重県職員人づくり基本方針（仮称）」の策定、研修の見直し、勤務評価制度の定着・施行などを行います。
- ・ 政策や事業の評価を改善につなげるための新たな仕組みを構築するとともに、地域機関や組織運営の見直しなどを進めます。
- ・ 外郭団体について、時代変化に即した改革や透明性の向上に向けた取組を実施します。

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
予算額等	832	832			

活動指標	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
事務改善取組の 実践(「率先実行 大賞」への応募)	41.4%	55.0%	70.0%	「率先実行大賞」に応募した所属の割合

対応する基本事業

40201

自立的な県行政の運営

目標項目を選んだ理由	平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方
職員の自主的・創造的な改善・改革の取組等を讃える表彰制度である「率先実行大賞」に応募する所属の割合が高まることは、より質の高い行政サービスの提供事例が幅広く行われていることをあらわすことでもあることから選定しました。	平成 27 年度の目標値を達成するため、平成 23 年度に低下した割合を平成 22 年度並みに上昇させるよう目標値を設定しました。

活動指標	23 年度 現状値	24 年度 目標値	27 年度 目標値	目標項目の説明
人材育成に関する 達成度	77.7%	78.9%	80.0%	職員の人材育成と研修に関するアンケート結果を数値に換算したもの

対応する基本事業

40202

人材育成の推進

目標項目を選んだ理由	平成 24 年度目標値の設定にあたっての考え方
「協創」の取組を進めることができる、高い意欲と能力を持った人材を育成することが求められていることから選定しました。	平成 27 年度の目標値を達成するため、これまでの年平均の伸び率等を考慮して目標値を設定しました。

【主担当部局：総務部】

平成 27 年度末での到達目標

平成 19（2007）年度以降増加が続いていた県債残高が減少に転じ、財政の健全化が進み、持続可能な財政構造が構築されるとともに、財政に関する県民の皆さんとの情報共有が進み、財政運営の透明性が高まっています。

県民の皆さんが、税の重要性を理解し、自主申告、自主納税が定着しています。

庁舎の耐震化が完了し、県民の皆さんが安全で安心して庁舎を利用することができます。

平成 23 年度 of 取組概要

- ・ 東日本大震災及び紀伊半島大水害の発生を受けて、復興支援・防災対策等を的確に実施するため、補正予算を編成
- ・ 東日本大震災に係る復興支援、被害を受けた県内産業への支援、緊急に取り組むべき防災対策等の課題に対応するため、特別職や管理職員の特例的な給与の減額を実施
- ・ 税金の使い方を変えるため、平成 23 年度予算に計上した全ての事務事業をゼロベースから見直す「三重県版事業仕分け」を実施
- ・ 平成 24 年度当初予算は、極めて厳しい財政状況の中でも、「選択と集中」を図りながら、「みえ県民カビジョン・行動計画」を着実に推進していくことを基本方針として編成するとともに、引き続き、復興支援・防災対策等に取り組むための予算を計上
- ・ 三重県行財政改革取組の実施期間中の財政見通しを試算し公表
- ・ 計画的、効果的な賦課・滞納整理を実施するとともに、個人県民税の収入確保対策として、個人住民税特別滞納整理班において、県内市町の職員の受け入れ、滞納案件の引き受けを行い、県・市町職員が連携して地方税法第 48 条に基づく直接徴収を実施
- ・ 個人住民税の特別徴収促進の取組についても継続し、県と市町との連携による総合的な個人県民税対策の取組を推進するとともに、地方税（市町村税）の徴収体制の強化を図る三重地方税管理回収機構について、市町と連携し運営等の支援を実施
- ・ 尾鷲庁舎耐震補強工事を引き続き実施するとともに、非木造で延べ床面積 200 m²を超える各地域庁舎の附属棟の耐震化を推進
- ・ 第 2 次県有財産利活用計画に基づく未利用財産の売却目標（平成 21～23 年度）約 6 億円の目標達成のために、積極的な未利用地の売却を実施

平成 23 年度 of 取組の検証（得られた成果、残された課題）

- ・ 「三重県版事業仕分け」を実施し、その結果を、平成 24 年度当初予算に反映しました（事業費で約 239 億 3 千万円余の削減）。
- ・ 平成 24 年度当初予算編成にあたっては、補正予算での紀伊半島大水害に伴う災害復旧費等の計上や県税収入の大幅な減額等により、多額の財源不足が生じましたが、歳入・歳出両面でのあらゆる努力を実施するとともに、職員の特例的な給与の抑制を実施することにより、予算編成を行うことができました。
- ・ 今後も、事務事業の見直しや総人件費の抑制などの歳出の見直しや、新たな財源確保対策などによる歳入の確保に努めていくとともに、限られた財源を最大限、有効に活用し、メリハリのある、より効果的・効率的な予算編成を行っていく必要があります。

- ・ 個人住民税特別滞納整理班の直接徴収による滞納処理額が、目標 8 億 5,000 万円を上回る約 10 億円（うち約 4 億 7,000 万円直接徴収）と大きな成果を出しました。また、自動車税の現年度分滞納整理を強化したこともあり、平成 24 年 3 月末現在の県税徴収率は 91.9%と前年同期より 0.2 ポイントアップしています。
- ・ 個人県民税の収入確保対策について、三重地方税管理回収機構と連携して取り組んだ結果、平成 24 年 3 月末の機構の徴収額は 6 億 7,000 万円となっています。（うち、個人県民税は約 8,000 万円を徴収）
- ・ 県税以外の未収金については、債権を所管する関係部局が個別に対策に取り組んできましたが、全庁的に統一された取組には至っていませんでした。
- ・ 県庁舎の耐震補強については、平成 23 年度内で本館棟が完了しました。今後は、耐震補強が必要とされる附属棟の整備を平成 26 年度までに完了させる必要があります。また、修繕コストの平準化を考慮し、老朽化庁舎の施設・設備を計画的に改修していく必要があります。
- ・ 未利用財産の売却目標の約 6 億円に対し、最終的には約 6.5 億円の未利用財産を売却し、県の収入を増やすことができました。その他の未利用地については、売却や貸付ができるような条件整備を行い、有効活用を図る必要があります。

平成 24 年度の改善のポイントと取組方向

- ・ 厳しい財政状況の中で、県民の皆さんに事業の成果が届くよう前年度事業の成果を検証し、不断の事務事業の見直しを行い、平成 25 年度当初予算に反映していきます。
- ・ 将来世代に負担を先送りしない、持続可能な財政基盤の確立をめざし、平成 26 年度末の県債残高が平成 23 年度末の水準を下回ることを目標に、可能な限り県債の発行抑制に努めます。
- ・ 厳しい財政状況の中で、平成 25 年度当初予算編成に向けて、限られた財源を的確に配分するため、より効果的・効率的な予算編成プロセスのあり方を検討します。
- ・ 県の財政状況について、ホームページや冊子などにより、県民や投資家、職員に対して、分かりやすい情報提供に努めます。
- ・ 県税収入を確保するため、公平適正な賦課徴収を行うとともに、収入未済額の縮減を図ります。
- ・ 個人県民税の収入確保対策として、市町から職員と滞納案件を受け入れ、大量に、集中的に滞納整理を進めていきます。また、特別徴収義務者の全指定に向け、市町と連携して取り組みを進めます。
- ・ 県税以外の未収金について、全庁的な対策推進の枠組みの構築に向け、債権管理推進会議（仮称）を設けるなどし、全庁的な債権の実態把握を行ったうえで、課題の整理に取り組めます。
- ・ 県有施設へのネーミングライツなどの多様な財源確保策について検討を行い、可能なものから順次導入を進めます。
- ・ 四日市庁舎厚生棟等の耐震対策事業を実施するとともに、県庁舎等を良好な状態で維持管理できるよう庁舎の外壁改修や老朽化した設備機器等の改修などを進めます。
- ・ 「みえ県有財産利活用方針」に基づき、未利用資産の売却等を進めるとともに、施設保全コストの平準化・縮減を図るため、本庁舎及び地域庁舎について「県有施設適正保全計画（仮称）」の策定を行います。

県民指標				
目標項目	23年度 現状値	24年度 目標値 実績値	27年度 目標値 実績値	目標項目の説明
県債残高	—	8,232億円 (24年度末)	8,185億円 (26年度末)	一般会計における県債残高。ただし、国の地方財政対策により決定される臨時財政対策債や災害に対応するための災害復旧事業債等、発行について県の裁量の余地がないものを除く。
	8,190億円 (23年度末)	—	—	
目標項目を選んだ理由				平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
<p>県債残高の増大は、将来の公債費負担の増加を通じて財政の硬直化を招き、持続可能な財政運営を阻害することから、指標として選定しました。なお、国の地方財政対策により決定される臨時財政対策債や災害に対応するための災害復旧事業債等は、発行について県の裁量の余地がないことから除くこととしました。</p>				<p>「中期財政見通し」をふまえ、平成26年度末に県債残高が減少に転じるよう目標値を設定しました。</p>

運営責任者からのコメント 総務部 副部長 嶋田 宜浩 電話：059-224-2121

- ・ 行財政改革の司令塔として、「三重県行財政改革取組」に全力で取り組みます。
- ・ 限られた予算を的確に配分できるよう予算編成プロセスの見直しを行うほか、不断の歳出見直しや、多様な財源確保や未収金対策に取り組み歳入増加を図るなど財政の健全化を進めます。

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	72,970	72,836			

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
県債残高	8,190億円 (23年度末)	8,232億円 (24年度末)	8,185億円 (26年度末)	一般会計における県債残高。ただし、国の地方財政対策により決定される臨時財政対策債や災害に対応するための災害復旧事業債等、発行について県の裁量の余地がないものを除く。

対応する基本事業

40301

持続可能な財政運営の推進

目標項目を選んだ理由	平成24年度目標値の設定にあたっての考え方
<p>県債残高の増大は、将来の公債費負担の増加を通じて財政の硬直化を招き、持続可能な財政運営を阻害することから、指標として選定しました。なお、国の地方財政対策により決定される臨時財政対策債や災害に対応するための災害復旧事業債等は、発行について県の裁量の余地がないことから除くこととしました。</p>	<p>「中期財政見通し」をふまえ、平成26年度末に県債残高が減少に転じるよう目標値を設定しました。</p>

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
県税の徴収率	96.5% (22年度)	96.6% (23年度)	96.9% (26年度)	県税の収入額を調定税額で除した率
対応する基本事業		40302	公平・公正な税の執行と税収の確保	
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
行政サービスのもととなる県税収入の確保の度合いを示す代表的な指標であることから選定しました。		徴収率について、さらなる滞納対策に取り組むなど、前年度実績から0.1ポイント上昇させることをめざし、目標値を設定しました。		

活動指標	23年度 現状値	24年度 目標値	27年度 目標値	目標項目の説明
庁舎(本館棟・附属棟等)の耐震化率	88.9%	95.5%	100%	本庁舎と地域総合庁舎の本館棟・附属棟等の建築物(非木造で延べ床面積200平方メートルを超えるもの)のうち、耐震基準に適合した建築物の割合
対応する基本事業		40303	最適な資産管理と職場環境づくり	
目標項目を選んだ理由		平成24年度目標値の設定にあたっての考え方		
庁舎(本館棟・附属棟等)の耐震化を進めることは、庁舎を利用する全ての方が、安全・安心な環境で庁舎が利用できることにつながるから選定しました。		平成23年度末現在で、要耐震改修建物(解体予定を含む)は、5棟あり、平成27年度末までに全ての棟の耐震改修を完了させ、耐震化率100%を達成するよう設定しました。		

2 三重県行財政改革取組について

1 全体の進行管理

「三重県行財政改革取組」に掲げた52の具体的取組については、「三重県行財政改革取組ロードマップ（工程表）」に基づき、知事を本部長とする「三重県行財政改革推進本部」を中心として、全庁的な推進及び適切な進行管理を行います。

また、半期ごとに進捗状況の把握・検証を実施し、県議会への報告や県民への公表を行うなど、透明性の高い取組の推進に努めます。

<今後の予定>

- ・平成24年9月会議 上半期実績見込の報告
(ホームページ等での公表)
- ・平成25年2月会議 年度実績見込の報告
(ホームページ等での公表)

2 具体的取組に係る平成24年度 年次計画

各具体的取組については、各担当課において「年次計画」を策定し、着実に推進していくこととしています。(別冊1参照)

3 現在の取組状況

(1) ワーキンググループでの検討

各ワーキンググループにおいて、7～8月を目途に「ワーキンググループ案」を取りまとめ、それを受けて、各担当課が最終案としてまとめていきます。

① 「三重県職員人づくり基本方針（仮称）」の策定（※別冊1 番号 1）

- ・ワーキンググループ名：「三重県職員人づくり基本方針」検討ワーキンググループ
- ・構成：公募職員2、現場担当者等2、アドバイザー1、主担当課4、行革担当課2 計11名
- ・アドバイザー：南山大学大学院ビジネス研究科准教授 安藤 史江（あんどう ふみえ）
- ・検討状況：

- 第1回（H24. 4. 27） ワーキンググループ設置の趣旨・目的等について
今後の進め方について
- 第2回（H24. 5. 10） 人づくり基本方針の検討課題等について
他県等の先進事例研究について
- 第3回（H24. 5. 30） これまでの人材育成にかかる問題点及び課題
求められる人材像と能力
人材育成の重点事項
他県等の先進事例研究について

② 予算編成プロセスの見直し（※別冊1 番号 20）

- ・ワーキンググループ名：「予算編成プロセスの見直し」検討ワーキンググループ
- ・構成：公募職員2、現場担当者等3、アドバイザー1、主担当課2、行革担当課2 計10名
- ・アドバイザー：関西大学経済学部非常勤講師 横山 寛和（よこやま ひろかず）
- ・検討状況：
 - 第1回（H24. 4. 27）ワーキンググループ設置の趣旨・目的等について
今後の進め方について
 - 第2回（H24. 5. 10）現在の予算編成プロセスの課題について
 - 第3回（H24. 5. 24）成果の確認と検証と予算編成への活用について
 - 第4回（H24. 6. 8）先進地調査結果について
成果の確認と検証と予算編成への活用について

③ 政策を推進するための新たな仕組みの構築（※別冊1 番号 24）

- ・ワーキンググループ名：「政策を推進するための仕組み」検討ワーキンググループ
- ・構成：公募職員2、現場担当者等5、アドバイザー1、主担当（行革担当）課2 計10名
- ・アドバイザー：統計数理研究所助教 朴 堯星（パク ヨスン）
- ・検討状況：
 - 第1回（H24. 4. 27）ワーキンググループ設置の趣旨・目的等について
今後の進め方について
 - 第2回（H24. 5. 10）事務局・メンバーが考える現状と課題
 - 第3回（H24. 5. 31）課題の選定
先進自治体・企業のベンチマーキングについて

(2) その他 主な具体的取組

① 勤務評価制度の検証と構築（※別冊1 番号 2）

- ・既に実施している管理職員にかかる勤務評価制度を年内をめどに検証
- ・試行中の職員育成支援のための評価制度の定着・施行に向け、年度内に課題の抽出と対応策の検討

② 意欲の向上に向けた組織風土づくり（※別冊1 番号 5）

- ・部下職員の意欲を高めるノウハウを修得する管理職員研修等を9月までに実施
- ・新たな職員提案制度を9月までに構築

③ 現場における危機対応力を備えた人材育成（※別冊1 番号 9）

- ・危機発生時において、現場で指揮を執る管理者層の判断力、対応力の向上等を図る「危機管理リーダー研修」を6～7月で実施

④ 多様な財源確保策の導入（※別冊1 番号 16）

- ・県有施設へのネーミングライツ導入に関する基本方針を8月に策定
- ・公用車への広告掲載について、7月に公募を実施

- ⑤ 新たな税の検討（※別冊1 番号 17）
 - ・ 森林づくりに関する税について、「森林づくりに関する税検討委員会」において報告書（骨子案）が策定され、県民意見募集（パブリックコメント）を実施中
- ⑥ 条例の一斉点検・見直し（※別冊1 番号 26）
 - ・ 県条例の適時性を確保するため、条例の一斉点検・見直しを実施し、その結果に基づき9月会議から順次、改正・廃止条例案を提出
- ⑦ 地域機関の見直し（※別冊1 番号 29）
 - ・ 課題検証などを行いながら、見直し概要案を9月を目途に作成
- ⑧ 外郭団体等の見直し（※別冊1 番号 31～33）
 - ・ 事業目的の妥当性、団体実施の必要性、団体経営の視点などから、団体のあり方や県関与のあり方に関する見直し方針を9月までに策定
 - ・ 個別団体の見直し内容等を2月に確定、公表

3 地域機関の見直しについて

1 現状及び経緯

(1) 基本的な考え方

地域機関については、平成 18 年度から、以下の理由により、従来の県民局制度を見直し、事務所体制としたところです。

- 従来は、地域における総合行政を住民に近いところで担う地域機関として県民局を位置付けてきたが、市町村合併が進むなか、地域の課題に最も的確に対応する主体は基礎自治体であり、地域重視の考え方は、県民局重視ではなく市町重視であるということが一層明確となってきたこと。
- 地域が抱える課題が複雑化・広域化していることから、県が市町の補完・支援を適切に行っていくためには、本庁において、その役割を担うことが必要となっていること。

県民局制度見直し後の地域機関については、地域において必要とされる県民サービスを迅速・的確に提供する権限を有する第一線の機関と位置付け、的確に機能させるため、本庁各部につながった事務所体制としたものです。

(2) 県民センター等事務所の配置

- 県政相談、情報公開、パスポートなどの県民サービス窓口や防災機能を備えた個別事務所として、県民センターを県内 9 庁舎に設置しています。なお、事務所間調整など所管区域内の横断的な調整は、県民センターの役割としています。
- 県民センターの他、地域に設置する事務所は、県税事務所、保健福祉事務所、農林水産商工環境事務所、建設事務所を基本に地域の実情に応じて設置しています。

2 課題等

平成 18 年度以降、6 年間に経過するなかで、市町への権限移譲、本庁との役割分担等の業務見直し、本庁部局再編などの状況の変化を踏まえ、以下のような課題があると認識しています。

○ 県民センターの役割

昨年度の紀伊半島大水害への対応等を踏まえ、県民の安全・安心に関わる地域での防災機能や危機管理機能を地域全体で十分に発揮するためには、県民センターがどのような役割を果たすべきかについて、地域の特性も踏まえて、検討が必要です。

○ 県民から見て分かりやすく簡素な組織体制

本庁部局の再編を先行して実施したことにより生じた本庁と地域機関の所管業務の違い等について、分かりやすく簡素な組織体制はどうあるべきかの視点からの見直しについて、検討が必要です。

○ 専門性の確保

地域での課題に的確に対応するための専門性を備え、かつ、効率的である体制を確保するためには、所管区域のあり方や業務の集約化等、様々な視点からの業務執行体制等の見直しについて、検討が必要です。

3 今後の対応

個別具体的な課題の検証を引き続き進めるとともに、的確な県民サービスのあり方や地域の特性を踏まえた組織のあり方など、様々な面から十分に検討を行い、9月を目途に、地域機関の見直し案を取りまとめ、公表を予定しています。

その見直し案について、議会等からの御意見をいただき、11月会議に、関係条例案を提出したいと考えています。

● 主な地域機関変遷状況 (条例により複数設置された事務所等)

平成9年度

平成10年度

平成16年度

振興事務所	(7)
県税事務所	(8)
保健所(*1)	(9)
福祉事務所(*2)	(7)
農林水産事務所(*3)	(8)
家畜保健衛生所(*4)	(5)
土木事務所	(11)
流域下水道建設事務所	(2)

企画調整部	(7)
県税部(*1)	(8)
生活環境部	(7)
保健福祉部(*2)	(9)
農林水産商工部(*3)	(8)
建設部	(11)
下水道部	(2)

企画調整部	(7)
県税部(*1)	(8)
生活環境森林部	(7)
保健福祉部(*2)	(9)
農水商工部(*3)	(8)
建設部	(11)
下水道部	(2)

県税事務所(*1)	(8)
-----------	-----

県税事務所(*1)	(8)
-----------	-----

保健所(*1)	(9)
---------	-----

保健所(*2)	(9)
---------	-----

保健所(*2)	(9)
---------	-----

福祉事務所(*2)	(7)
-----------	-----

福祉事務所(*2)	(7)
-----------	-----

福祉事務所(*2)	(7)
-----------	-----

児童相談所	(5)
-------	-----

児童相談所(*2)	(5)
-----------	-----

児童相談所(*2)	(5)
-----------	-----

地域農業改良普及センター(*3)	(10)
------------------	------

地域農業改良普及センター(*3)	(8)
------------------	-----

地域農業改良普及センター(*3)	(8)
------------------	-----

家畜保健衛生所(*4)	(5)
-------------	-----

家畜保健衛生所	(4)
---------	-----

家畜保健衛生所	(4)
---------	-----

【備考】
 1 ()内の数字は事務所数
 2 *印の事務所については、併置あるいは職員兼務等により、実質的にはひとつの事務所として業務を執行しているもの。

【主な改正概要】
 ○県民局に「部制」導入
 ○地域農業改良普及センターの再編(中央新設、鈴鹿・一志志摩を統合)
 ○家畜保健衛生所の統合(津と伊賀を統合)

【主な改正概要】
 ○「林業」の所管変更

平成17年度

平成18年度

平成20年度～

県民局	企画調整部	(7)
	県税部(*1)	(8)
	生活環境森林部	(7)
	保健福祉部(*2)	(9)
	農水商工部(*3)	(8)
	建設部	(11)
	下水道部	(2)

県民センター	(9)
--------	-----

県民センター	(9)
--------	-----

県税事務所	(8)
-------	-----

県税事務所	(8)
-------	-----

保健福祉事務所(*1)	(9)
-------------	-----

保健福祉事務所(*1)	(8)
-------------	-----

農林水産商工環境事務所(*2)	(8)
-----------------	-----

農林水産商工環境事務所(*2)	(8)
-----------------	-----

建設事務所	(10)
-------	------

建設事務所	(10)
-------	------

流域下水道事務所	(2)
----------	-----

流域下水道事務所	(2)
----------	-----

県税事務所(*1)	(8)
-----------	-----

保健所(*2)	(9)
---------	-----

保健所(*1)	(9)
---------	-----

保健所(*1)	(8)
---------	-----

福祉事務所(*2)	(7)
-----------	-----

福祉事務所(*1)	(5)
-----------	-----

福祉事務所(*1)	(5)
-----------	-----

児童相談センター(*4)	(1)
--------------	-----

児童相談センター(*3)	(1)
--------------	-----

児童相談センター(*3)	(1)
--------------	-----

児童相談所(*4)	(5)
-----------	-----

児童相談所(*3)	(5)
-----------	-----

児童相談所(*3)	(5)
-----------	-----

地域農業改良普及センター(*3)	(8)
------------------	-----

地域農業改良普及センター(*2)	(8)
------------------	-----

地域農業改良普及センター(*2)	(8)
------------------	-----

家畜保健衛生所	(4)
---------	-----

家畜保健衛生所	(4)
---------	-----

家畜保健衛生所	(4)
---------	-----

【主な改正概要】
○児童相談センター設置

【主な改正概要】
○県民局制度廃止
○県民センター設置
○市町合併に伴う所再編
(久居建設統合、津・伊賀福祉廃止)

【主な改正概要】
○四日市保健所廃止
(保健所政令市に伴う)

4 森林づくりに関する税の検討状況について

1 現状（背景、課題）

税導入の是非も含め、在り方・用途等を検討する「森林づくりに関する税検討委員会」では、平成24年5月31日に開催された第4回検討委員会で、税の導入が適切と判断され、報告書骨子案（別冊2）がまとめられました。

2 検討委員会報告書骨子案要旨

(1) 災害に強い森林づくりの必要性

近年、山崩れの影響は山間部にとどまらず下流域にまで及んでおり、また、平野部においては、津波対策や避難場所等での森林の役割が高まっている。いつ発生するかわからない災害への対策は待ったなしの状況にあり、防災・減災の観点から早期に「災害に強い森林」を実現する必要がある。

また、こういった取組を進めることは、水源のかん養や地球温暖化防止、生物多様性の確保など、水や命を育む「豊かな森林」づくりにもつながる。

(2) 災害に強い森林づくりの施策

① 災害に強い森林づくり

整備の急がれる森林について、土砂災害防止機能等を高める必要な対策を講じる。

- ・土砂や流木を出さない森林づくり ・道路沿、人家裏の整備
- ・里山や竹林の整備 ・海岸林の整備など

② 森林づくりを支えるための「きづかい」の促進

森林と県民との絆を深めるため、森林づくり活動や暮らしの中の木材利用等を進める。

- ・森林環境教育の促進 ・小中学校の机、イス、内装等の木質化
- ・公共性の高い建物の木造、木質化 ・木材のエネルギー利用
- ・緑地公園の整備など

(3) 市町交付金制度の創設

市町が創意工夫して地域の実情に応じた対策を行えるよう、市町交付金制度の創設が必要である。

(4) 当面必要となる経費

今後5年間で約57億円。単年度平均で約11億円。

(5) 財源確保

「災害に強い森林」を早期に実現するには、県の財政状況を考えれば新たに財源を確保する必要がある。森林の恩恵は全ての県民が受けており、幅広く負担していただく新たな租税による財源確保が必要であるが、財政健全化に向け、県自らも改革に一層取り組むことも重要である。

(6) 新たな税制度

県民税均等割の超過課税方式 税収規模 年間約 10 億円

個人 年額 1,000 円

法人 現行の均等割額の 10%相当 年額 2,000 円～80,000 円

(7) 税の使途等の透明性の確保

税収を既存財源と区別し、その使途を県民に明らかにする仕組みが必要。また、事業の効果や結果について、評価委員会の設置など、第三者の立場から評価検証する仕組みや、事業の評価検証結果を受けて、制度の継続や見直しを行う仕組みも必要。

3 今後の対応

(1) 委員会の今後の検討スケジュール

- ・骨子案パブリックコメント：平成 24 年 6 月 12 日～7 月 11 日
- ・第 5 回検討委員会：平成 24 年 7 月末（予定）

検討項目 委員会最終報告書（案）について

(2) 県の対応

検討委員会の答申を踏まえ、県として税の導入の是非や使途について検討していきます。

(3) 県民への説明

- ・みんなで支える「みえの森林づくり」を考えるミニ県民集会
 - 平成 24 年 6 月 21 日 桑名会場
 - 平成 24 年 6 月 27 日 四日市会場
 - 平成 24 年 7 月 4 日 津会場
- ・森林づくりに関する税検討委員会報告書（骨子案）説明会
 - 平成 24 年 6 月 18 日 津庁舎 四日市庁舎
 - 平成 24 年 6 月 19 日 熊野庁舎 尾鷲庁舎
 - 平成 24 年 6 月 25 日 伊賀庁舎
 - 平成 24 年 6 月 26 日 伊勢庁舎 松阪庁舎

5 多様な財源確保策について

1 公用車広告について

(1) 現状（概要）

「三重県行財政改革取組」「みえ県有財産利活用方針」に基づく平成24年度の取組として、県有財産を活用した収入確保を図るため、これまで取り組んできた自販機設置場所の貸付けや県民ホールへの広告掲載に加え、本年度から新たに公用車への有料広告の掲載を実施します。

(2) 募集概要（案）

① 募集方法等

ア 募集方法

三重県ホームページに募集要項等を掲載することにより公募します。

イ 広告主の決定

県民ホールのポスター広告と同様、広告主の業種及び広告の内容が公用車広告掲載基準に適合しているかを「三重県公用車広告掲載審査会」で審査したうえで、掲載の可否を決定します。

ウ 掲載期間

会計年度（1年）単位とし、1ヵ月単位の掲載も可能とします。ただし、再掲載を妨げないこととし、連続する広告の掲載期間は最長3年とします。

② 対象車両

ア 台数：約40台（主に本庁舎で集中管理する公用車88台の約1/2）

イ 車種：乗用車、ステーションワゴン、貨物、軽貨物、ワンボックス

ウ 1台当たり年間走行距離：約16,700km（平成23年度実績）

エ 主な走行範囲：県内全域

③ 広告掲載料

ア 1台当たり年額30,000円（月額2,500円）

イ 同一の広告主が、同時に4台以上の公用車に掲載を行う場合は、1台当たり月額2,250円（複数台の申込みにメリットを持たすことで掲載台数を確保し、広告スペースの有効活用を図ります。）

(3) 今後の予定

7月上旬～下旬	公募（募集期間：4週間）
8月上旬	広告掲載審査会
8月下旬	広告決定通知
8月下旬～9月下旬	広告主の準備期間
9月末～	広告掲載実施

2 ネーミングライツについて

(1) 現状（概要）

多様な財源確保のため、「三重県行財政改革取組」に基づき、県有施設へのネーミングライツについて検討を行い、可能なものから順次導入を進めていきます。

(2) 県有施設に対するネーミングライツの導入に関する考え方

① ネーミングライツの概要

ア ネーミングライツとは

県有施設等の名称に、企業名、商品名などを冠した愛称を付ける権利です（ただし、条例上の施設名称は変更しません）。ネーミングライツを取得した企業等（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）には、県にネーミングライツ料（命名権料）を納めていただきます。

イ 導入の目的

ネーミングライツ・パートナーとの協創の下に、県有施設を有効に活用し、新たな財源の確保を図ります。また、これにより、県民サービスの維持・向上に繋がっていきます。

② 対象施設

県有施設のうち、多くの県民が利用し、イベントの開催などにより広告効果が見込まれる施設について、施設の設置目的を考慮した上で、対象とします。

③ ネーミングライツ料の算定

施設の規模、入場者数、メディアへの露出状況、他県の状況等を勘案し、施設ごとに目安となる希望契約額（例：〇〇〇万円以上）を設定します。

④ 契約期間

3年以上を原則とし、各施設の性格や管理・運営形態等に応じて決定します。

⑤ ネーミングライツ・パートナーの募集

ア 募集方法

ネーミングライツ・パートナーの募集は、原則、公募します。

ただし、指定管理者制度導入施設においては指定管理者を優先交渉権者とし、交渉がまとまらなかった場合には、公募に切り替えることとします。

なお、募集にあたっては、県ホームページへの掲載や、報道機関への資料提供などにより、幅広く周知します。

イ 応募資格

法人を対象としますが、公共の施設としてのイメージが損なわれるおそれがあるなど、ネーミングライツを取得させることが適当でないと認められる者は、対象外とします。

⑥ 愛称

ネーミングライツにより命名される愛称は、施設の利用者である県民等の理解が得られるものとします。

なお、利用者の混乱を避けるため、契約期間内の名称変更はできません。

⑦ ネーミングライツ・パートナーの選定・決定等

選定委員会を設置して、応募資格、経営状況、愛称案、ネーミングライツ料、契約期間等を総合的に判断し、ネーミングライツ・パートナー候補者（以下「候補者」という。）を決定します。

また、候補者との協議を経て、ネーミングライツ・パートナーを決定し、ネーミングライツ・パートナー、施設の愛称、ネーミングライツ料等を公表します。

(3) 今後の予定

8月	基本方針の策定
9月～11月	導入施設、募集条件の検討

6 税外の未収金対策について

1 債権管理推進会議の設置

税外未収金の対応にあたっては、関係部局が所管する債権の種類が公債権・私債権など多種多様であり、かつそれぞれの部局の未収金対策の取組状況は一様でないことから、全庁的な未収金対策について各部局と連携して対応を検討することが不可欠と考えています。

このため、債権管理の適正化を担う全庁横断的な推進組織として、「三重県債権管理推進会議」を平成24年5月31日に設置し、各部局間の連携を強化するとともに具体的な対応方策の検討を開始しました。

まずは債権管理の状況を把握するため、税外未収金の全庁実態調査を行い、この会議において未収金に対する全庁的な取組の枠組みの構築を推進し、県全体の未収金額が縮減するよう取り組みを進めていきます。

○三重県債権管理推進会議の概要

座 長 総務部担当副知事

組 織 関係部局長等

所掌事務 情報共有化及び下記事項の検討

(1) 税外債権に関する状況把握

(2) 債権管理に係る方針の作成

(3) その他債権管理の一層の適正化の推進

その他 協議機関として財務主管課長等による連絡調整会議を設ける。

2 全庁実態調査について

税外未収金債権に対する全庁的な取組の枠組みを構築するにあたり、各債権の管理状況等を書面調査及びヒアリングにより把握し、課題の整理を行うための調査を現在行っています。

(1) 調査票を使用した書面調査（悉皆調査）

対 象 : 県の保有する税外未収金（一般会計、特別会計、企業会計）

期 間 : 平成24年6～7月

調査内容 : 未収金額、件数などの決算（見込）数値、法的根拠、回収方法、問題点 等

(2) ヒアリング（抽出調査）

対 象 : (1)の対象債権のうち、未収金・不納欠損額が大きい債権、平成23年度末残高が大きい貸付金、徴収率の低い債権、その他特徴的な取組をしている債権 等

期 間 : 平成24年7～8月

調査内容 : 債権管理方法の実態確認、先進事例の把握 等

3 調査後の予定

- (1) 債権管理上の様々な課題の抽出（9月頃）
全庁実態調査において整理された課題について、複数の債権に共通する課題で債権管理推進会議の議題とすべき課題の整理を行う。
- (2) 「課題解決に向けた考え方」の整理（10月頃）
債権管理に関する法律（地方自治法や民法など）に対する必要な手続きや解釈を整理するとともに、抽出された問題点に対する対応策をまとめる。
（この段階では複数案もあり得る）
- (3) 全庁統一の債権管理方法の検討（11月～）
対応策を全庁統一ルールとするために、問題点を解消する方法を議論するとともに、各部局においては個々の債権に関する管理制度の見直しを検討する。
- (4) 債権管理に係る方針の策定（平成25年3月末）
これまでの議論を集約して一定の方向性を示したものをまとめる。
- (5) 債権管理に係る方針に沿った徴収の実践（平成25年度以降）
統一的なルールによる債権管理体制による未収金の減少を目指す。

三重県債権管理推進会議設置要綱

1 目的

三重県が保有する債権は、県民の貴重な財産であり、その管理に万全を期す必要がある。債権管理の適正化をより一層推進するため、債権管理に係る各部署間の連携を強化するとともに、その連携内容や具体的な対応方策を検討するための三重県債権管理推進会議（以下「債権管理推進会議」という）を設置する。

2 所掌事務

債権管理推進会議は、全庁の債権管理に係る情報の共有化を図るとともに、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 三重県が保有する税外債権に関する状況把握
- (2) 債権管理に係る方針の作成
- (3) その他債権管理の一層の適正化の推進に係る事項

3 組織

- (1) 債権管理推進会議は、別表1に掲げる職にある者により構成する。
- (2) 必要に応じて、(1)に掲げる者以外の者を債権管理推進会議の構成に加えることができる。
- (3) 税外債権の債権管理に伴う庁内の連絡調整を円滑に行うため、別表2に掲げる各部署等の主管課長等で構成する連絡調整会議を設置する。
- (4) 債権管理推進会議の座長は、総務部担当副知事とし、連絡調整会議の座長は総務部財政運営担当副部長とする。

4 事務局

債権管理推進会議、連絡調整会議の事務局は、総務部税務・債権管理課が行う。

附則

この要綱は、平成24年5月31日から施行する。

別表 1 【債権管理推進会議】

副知事（総務部担当）（座長）

関係部長（教育長・警察本部長・企業庁長・病院事業庁長を含む）
（議会事務局長・人事委員会事務局長・監査委員事務局長を除く）

別表 2 【連絡調整会議】

総務部副部長（財政運営担当）（座長）

防災対策部	防災対策総務課長
戦略企画部	戦略企画総務課長
総務部	総務課長
	法務・文書課長
	財政課長
	税務・債権管理課長
	税収確保課長
健康福祉部	健康福祉総務課長
環境生活部	環境生活総務課長
地域連携部	地域連携総務課長
農林水産部	農林水産財務課長
雇用経済部	雇用経済総務課長
県土整備部	県土整備財務課長
出納局	出納総務課長
企業庁	財務管理課長
病院事業庁	県立病院課長
教育委員会	予算経理課長
警察本部	会計課長

7 平成 23 年度県税収入状況について

平成 23 年度の県税収入額は、平成 24 年 5 月末現在で約 2,044 億 6,500 万円となっており、最終予算額 2,000 億 8,200 万円を約 43 億 8,300 万円（予算達成率 102.2%）上回るものとなっています。

県税収入額を前年度決算額と比較すると、個人県民税が約 2 億 6,700 万円の減収となっていますが、法人二税が法人の業績回復により約 14 億 7,200 万円の増収となるなど、全体として約 23 億円の増収（対前年度決算比 101.1%）となっています。なお、地方法人特別譲与税を含めると約 40 億 900 万円（対前年度決算比 101.8%）の増収となります。

また、収入未済額については、約 65 億 3,600 万円と前年度から約 3 億円減少しており、これは、個人県民税と自動車税の収入未済額の縮減が大きな要因となっています。

平成 23 年度県税収入状況（平成 24 年 5 月末現在）

（単位：百万円、%）

	県税収入 最終予算額	県税収入額	最終予算額 との比較	予算 達成率	前年度決算額 との比較	対前年度 決算比	収入 未済額
	A	B	B-A	B/A×100			
平成 23 年度 全税目合計	200,082 (222,200)	204,465 (226,586)	4,383 (4,386)	102.2 (102.0)	2,300 (4,009)	101.1 (101.8)	6,536
うち法人二税	39,832 (61,950)	41,794 (63,915)	1,962	104.9	1,472 (3,181)	103.7 (105.2)	93
うち個人県民税	60,136	60,899	763	101.3	△267	99.6	5,434

【参考】平成 22 年度県税収入決算状況

（単位：百万円、%）

	県税収入 最終予算額	県税収入額	最終予算額 との比較	予算 達成率	前年度決算額 との比較	対前年度 決算比	収入 未済額
	A	B	B-A	B/A×100			
平成 22 年度 全税目合計	200,616 (221,028)	202,165 (222,577)	1,549 (1,549)	100.8 (100.7)	△7,282 (3,897)	96.5 (101.8)	6,836
うち法人二税	39,993 (60,405)	40,322 (60,734)	329	100.8	3,156 (14,335)	108.5 (130.9)	101
うち個人県民税	60,545	61,166	621	101.0	△5,915	91.2	5,731

注：（ ）内は、地方法人特別譲与税を含みます。

平成23年度県税収入状況(平成24年5月末現在)

(単位:百万円、%)

税目	県税収入 最終予算額	県税収入額	最終予算額 との比較	予算達成率	前年度決算額 との比較	対前年度 決算比	収入未済額
	A		B-A	B/A×100			
個人県民税	60,136	60,899	763	101.3	△ 267	99.6	5,434
法人県民税	9,279	9,648	369	104.0	448	104.9	40
県民税利子割	1,675	1,707	32	101.9	△ 122	93.3	0
個人事業税	1,692	1,805	113	106.7	△ 38	97.9	92
法人事業税	30,553 (52,671)	32,146 (54,267)	1,593 (1,596)	105.2 (103.0)	1,024 (2,733)	103.3 (105.3)	53
地方消費税	33,578	34,565	987	102.9	1,385	104.2	0
不動産取得税	3,773	3,992	219	105.8	△ 105	97.4	126
県たばこ税	3,617	3,993	376	110.4	508	114.6	0
ゴルフ場利用税	2,083	2,110	27	101.3	△ 148	93.4	0
自動車税	28,534	28,590	56	100.2	△ 82	99.7	554
鉱区税	5	5	0	100.0	0	100.0	0
自動車取得税	3,176	3,114	△ 62	98.0	△ 486	86.5	0
軽油引取税	21,717	21,626	△ 91	99.6	143	100.7	236
狩猟税	41	42	1	102.4	△ 2	95.5	0
産業廃棄物税	223	223	0	100.0	40	121.9	0
県税計	200,082 (222,200)	204,465 (226,586)	4,383 (4,386)	102.2 (102.0)	2,300 (4,009)	101.1 (101.8)	6,536

注)各欄で四捨五入しているため、県税計と合わない場合があります。

()内は、地方法人特別譲与税を含みます。

県税決算額の推移(平成24年5月末現在)

(単位:百万円、%)

	決算額	対前年比
平成23年度	204,465 (226,586)	101.1 (101.8)
平成22年度	202,165 (222,577)	96.5 (101.8)
平成21年度	209,447 (218,680)	78.3 (81.8)

徴収状況(県税計)の推移(平成24年5月末現在)

(単位:%、ポイント)

	現年度分		滞納繰越分		計		全国順位
	徴収率	対前年比	徴収率	対前年比	徴収率	対前年比	
平成23年度	99.1	±0	26.0	0.3	96.7	0.2	—
平成22年度	99.1	0.4	25.7	△1.3	96.5	0.1	17位
平成21年度	98.7	△0.2	27.0	△2.4	96.4	△0.9	20位

収入未済額(県税計)の推移(平成24年5月末現在)

(単位:百万円)

	現年度分		滞納繰越分		計	
	収入未済額	対前年差額	収入未済額	対前年差額	収入未済額	対前年差額
平成23年度	1,888	10	4,648	△310	6,536	△300
平成22年度	1,878	△766	4,958	321	6,836	△445
平成21年度	2,644	△209	4,637	474	7,281	265

注)各欄で四捨五入しているため県税計と合わない場合があります。

8 自動車税の納期内納付について

1 納期内納付の取組について

自動車税は、平成24年度当初予算では約281億円と県税収入の13.6%を占める重要な財源となっています。また、県民一世帯当たり1.1台の自動車保有され、広く県民のみなさんに負担いただいている税金です。

「納税」は社会のルールであり、納税者が5月末の納期限までに納付いただくことで、納税の秩序が保たれることから、県では、納期内納付率の向上のため様々な取組を行っています。

【主な取組内容】

- (1) コンビニエンスストア納付の実施（平成19年度～）
- (2) 県広報紙・ラジオ広報の活用やポスター貼付等による普及啓発
- (3) 徹底した差押え等による滞納整理の強化

2 平成24年度の納期内納付率について

こうした取組により、平成24年度の納期内納付率については、税額ベースで77.7%（前年度76.7%）、件数ベースで78.8%（前年度77.9%）となり、ともに8年連続で、これまでの最高の納付率を更新しました。

8年前の平成16年度に69.0%であった納付率（税額ベース）は、平成24年度には77.7%と、8.7ポイント上がりました。

特に、納める資力があるのに納付しない滞納者に対して、徹底した財産調査や差押え等の滞納整理の強化を継続して行ってきたことで、平成23年度決算見込（平成24年5月末現在）の自動車税現年度徴収率は、99.5%（前年度99.3%）と高い徴収率になったことから、納税意識の向上につながっているといえます。

【納期内納付率の推移】（単位：百万円、件、%）

	平成16年度	平成19年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
定期課税額（百万円） A	29,397	29,912	28,527	28,387	28,277
納期内納付税額（百万円） B	20,280	22,265	21,628	21,787	21,968
納期内納付率（税額） B/A %	69.0	74.4	75.8	76.7	77.7
定期課税件数 C	822,633	809,201	780,833	777,156	776,900
納期内納付件数 D	579,061	611,696	601,394	605,397	612,025
納期内納付率（件数） D/C %	70.4	75.6	77.0	77.9	78.8

3 今後の取組について

まだ納付されていない方については、「納める資力があるのに納めない人」と「納期内にきちんと納付した人」との公平性を保つため、6月に督促状、7月に催告状、9月には最終催告書を送付し、催告します。それでも納付されない滞納者に対しては、預貯金・給与等の財産調査を行い、12月と1月の「差押強化月間」に集中的に差押えを実施するなど徹底した滞納整理を行います。

このように自動車税の滞納整理は、年度末までに処理を完結する「単年度整理」を徹底して進めていきます。

(参考) コンビニエンスストア納付について

納期内納付された自動車税のうち、コンビニエンスストアで納付された割合は、税額ベースで全体の33.2%（前年度30.6%）、件数ベースで全体の32.1%（前年度29.4%）となっており、ともに導入当時は全体の2割弱であったものが、現在では3割を超える状況になっています。

納付方法の一つとして、コンビニエンスストアでの納付が納税者の間に広く定着し、納期内納付率の向上につながっているといえます。

【納期内納付税額・件数に占めるコンビニ納付の割合の推移】（単位：百万円、件、%）

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
納期内納付税額（百万円） A	22,265	22,085	22,015	21,628	21,787	21,968
コンビニ納付額（百万円） B	4,299	4,612	5,437	6,153	6,660	7,302
コンビニ納付割合 （税額） B/A %	19.3	20.9	24.7	28.4	30.6	33.2
納期内納付件数 C	611,696	608,313	603,558	601,394	605,397	612,025
コンビニ納付件数 D	113,015	121,954	142,889	164,630	177,822	196,192
コンビニ納付割合 （件数） D/C %	18.5	20.0	23.7	27.4	29.4	32.1

9 審議会等の審議状況について

(平成24年2月15日～平成24年5月31日)

(1) 三重県公益認定等審議会

1 審議会等の名称	三重県公益認定等審議会
2 開催年月日	平成24年2月16日
3 委員	会長 遠島 敏行 委員 名島 利喜 他4名
4 諮問事項	<p>公益認定申請に係る諮問 (答申1件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益社団法人 熊野市シルバー人材センター <p>移行認定申請に係る諮問 (答申13件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人 前田教育会 ・公益社団法人 鈴鹿市シルバー人材センター ・公益社団法人 名張市シルバー人材センター ・公益社団法人 伊勢市シルバー人材センター ・公益社団法人 亀山市シルバー人材センター ・公益社団法人 鳥羽市シルバー人材センター ・公益財団法人 伊賀市文化都市協会 ・公益社団法人 三重県シルバー人材センター連合会 ・公益社団法人 津市シルバー人材センター ・公益社団法人 松阪市シルバー人材センター ・公益社団法人 伊賀市シルバー人材センター ・公益社団法人 志摩市シルバー人材センター ・公益社団法人 紀宝町シルバー人材センター <p>移行認可申請に係る諮問 (答申5件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人 桑名医師会 ・一般社団法人 鈴鹿市医師会 ・一般財団法人 ぎょれん育英会 ・一般社団法人 いなべ医師会 ・一般社団法人 紀北医師会
5 調査審議結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公益認定申請があった法人は、公益認定の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。 ・ 移行認定申請があった法人は、公益認定の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。 ・ 移行認可申請があった法人は、一般認可の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。 ・ 今後の諮問見込み案件について、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公益認定等審議会	
2 開催年月日	平成24年2月23日	平成24年3月5日
3 委員	会長 遠島 敏行 委員 名島 利喜 他3名	会長 遠島 敏行 委員 名島 利喜 他4名
4 諮問事項	<p>移行認定申請に係る諮問 (答申3件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益社団法人 三重県栄養士会 ・公益社団法人 志摩医師会 ・公益財団法人 反差別・人権研究所みえ <p>移行認可申請に係る諮問 (答申5件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人 三重県建築士事務所協会 ・一般社団法人 四日市銀行協会 ・一般社団法人 伊賀上野観光協会 ・一般財団法人 伊勢湾海洋スポーツセンター ・一般財団法人 四日市港湾福利厚生協会 	<p>移行認定申請に係る諮問 (答申6件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益社団法人 三重県バス協会 ・公益社団法人 津歯科医師会 ・公益財団法人 三重県市町村振興協会 ・公益財団法人 三重こどもわかもの育成財団 ・公益財団法人 三重県健康管理事業センター ・公益財団法人 三重県産業支援センター <p>移行認可申請に係る諮問 (答申6件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人 三重県建設業協会 ・一般社団法人 三重県猟友会 ・一般社団法人 津銀行協会 ・一般社団法人 三重労働基準協会連合会 ・一般財団法人 三重県自由民主会館 ・一般財団法人 尾鷲みどりの協会
5 調査審議結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移行認定申請があった法人は、公益認定の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。 ・ 移行認可申請があった法人は、一般認可の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。 ・ 今後の諮問見込み案件について、意見交換を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移行認定申請があった法人は、公益認定の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。 ・ 移行認可申請があった法人は、一般認可の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。
6 備考		

1 審議会 等の名称	三重県公益認定等審議会	
2 開催 年月日	平成24年3月16日	
3 委員	会長 遠島 敏行 委員 名島 利喜 他2名	
4 諮問 事項	<p>移行認定申請に係る諮問 (答申7件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益社団法人 三重県宅地建物取引業協会 ・公益社団法人 三重県医師会 ・公益社団法人 三重県歯科医師会 ・公益社団法人 三重県看護協会 ・公益社団法人 四日市医師会 ・公益社団法人 尾鷲市シルバー人材センター ・公益社団法人 多気町シルバー人材センター <p>移行認可申請に係る諮問 (答申3件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人 三重県サッカー協会 ・一般社団法人 北勢自動車協会 ・一般社団法人 三重県森林協会 	
5 調査審 議結果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移行認定申請があった法人は、公益認定の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。 ・ 移行認可申請があった法人は、一般認可の基準に適合すると認めるのが相当であるとの答申を決定した。 	
6 備考	次回開催日：平成24年6月13日	

(2) 三重県公務災害補償等認定委員会

1 審議会等の名称	三重県公務災害補償等認定委員会	
2 開催年月日	平成24年3月5日	平成24年3月21日
3 委員	委員長 内田 典夫 委員 中村 真潮 他2名	委員長 内田 典夫 委員 中村 真潮 他3名
4 諮問事項	非常勤職員の (1) 「両乾性角結膜炎」事案 (2) 「死亡」事案	非常勤職員の (1) 「死亡」事案
5 調査審議結果	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務を委託されている市からの諮問を受け、上記事案について、地方公務員災害補償法の基準により、公務によるものかどうかの審議を行った。その結果、(1)については、「職務遂行中に発生した災害による疾病と認められないので公務外の災害と解する。」との答申が決定された。(2)については、「第三者の医師の意見が必要である。」との意見により、継続審議となった。	前回、継続審議となった「死亡」事案について、指示のあった第三者の専門医の意見書を提出し、審議した結果、「職務遂行中に発生した災害による疾病と認められるので公務上の災害と解する。」との答申が決定された。
6 備考	次回開催予定 未定	